

入札説明書

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度北海道農政事務所白石庁舎解体設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、北海道農政事務所白石庁舎の解体工事に係る実施設計及び積算を行うものである。
- (3) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 農林水産省大臣官房参事官（経理）における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築士事務所」のA、B又はC等級の確認を受けていること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

なお、ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、農林水産省大臣官房参事官（経理）が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、農林水産省大臣官房参事官（経理）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 農林水産省の何れかの機関から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

3 電子調達システムの利用

本件は競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出及び入開札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願（様式第5号）を5の（4）の期限までに提出するものとする。

4 証明書等審査

入札説明書に基づいて提出された証明書等を支出負担行為担当官が審査し、競争参加資格があると認められた者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

5 証明書等の提出場所等

上記3に定める証明書等の提出場所及び提出期限等は、以下のとおりとする。

(1) 提出場所 北海道農政事務所会計課

〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番

札幌第4合同庁舎

(2) 提出書類等

ア 資格確認通知書の写し 1部

農林水産省大臣官房参事官（経理）における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築士事務所」のA、B又はC等級の確認を受けている、競争参加資格を有するものであること。

イ 紙入札方式参加願（紙入札による場合のみ）（様式第5号） 1部

(3) 提出方法

（電子入札による場合）

電子調達システム上にてPDFファイルを添付送信すること。

（紙入札による場合）

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着のこと）

(4) 提出期限 令和8年5月26日午後1時

6 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合には、次により提出すること。

ア 提出期限及び提出場所

令和8年5月26日午後1時までに北海道農政事務所会計課まで提出すること。

イ 提出方法

書面（別紙様式：質問書）により、持参、郵送又は電子メールによること。

(2) (1)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 令和8年5月28日から令和8年6月2日まで

イ 場所 北海道農政事務所掲示板

北海道農政事務所ホームページ

7 入札方法

入札は、紙入札方式を除き、電子調達システムによる。また、本業務においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。ただし、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をも

って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の日時及び場所

(1) 入札書の提出期限等

ア 電子調達システムによる入札

令和8年5月11日午前9時から令和8年6月2日午後5時までに入札金額の送信を行うこと。

イ 郵送による入札

- ・提出期限 令和8年6月2日午後5時
(簡易書留又は一般書留に限る。提出期限必着のこと。)
- ・提出先 北海道農政事務所会計課
〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番
札幌第4合同庁舎

(2) 開札日時及び場所

令和8年6月3日 午前10時

北海道農政事務所 入札室

北海道札幌市中央区北2条西19丁目8 札幌第4合同庁舎

※立ち合い方式での開札は行わない。入札結果については、紙入札方式の入札者全員に電子メールや電話等でお知らせする。

(3) 再度入札

初回の入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札がある場合は、後日再度の入札を行うものとし、提出期限については別途連絡するものとする。

(4) 入札書の変更等

入札参加者は、提出した入札書の変更又は取消しをすることはできない。

9 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除する。

契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行 札幌支店)

ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行 札幌支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道農政事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書作成の要否

要(別冊「業務請負契約書(案)」により、契約書を作成する。)

12 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

13 低入札価格調査

(1) 調査方法等

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴取により実施する。調査対象者は、開札した翌日から7日（土日、休日含む）以内に本調査に必要な資料等（以下「調査資料」という。）を提出し、事情聴取に応じなければならない。提出する調査資料については、別冊調査資料のとおりとし、調査資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

なお、調査資料の提出がない場合、事情聴取に応じない場合又は説明不十分な場合には、別紙入札心得第8条第10号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

14 その他

(1) 別紙入札心得による。なお、電報、ファクシミリ、電話等での入札は認めない。

(2) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

14 お問い合わせ先

〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎

担当：北海道農政事務所会計課 管財グループ

電話：011-330-8613（会計課直通）

Mail：hokkaido_kanzai/atmark/maff.go.jp

（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更して送信すること。

【お知らせ】

(1) 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当事務所のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/soumu/syomu/kouki.html>

(2) 北海道農政事務所調達情報メールマガジン(物品・役務)の配信について

物品・役務の一般競争入札公告、オープンカウンター方式による見積、企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。メールマガジンの登録は、当省のホームページから行ってください。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

(3) 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別紙様式

質 問 書

質問者：〇〇〇〇株式会社
役職 〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
電話番号

件名：令和8年度北海道農政事務所白石庁舎解体設計業務

質 問 事 項